

第三十四回国会 参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和三十五年三月二十二日(火曜日)午前十時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 杉山 昌作君
理事 上林 忠次君
山本 米治君
大矢 正君
永末 英一君
天坊 裕彦君

委員

梶原 茂嘉君
木暮武太夫君
河野 謙三君
塩見 俊二君
西川 甚五郎君
林屋龜次郎君
堀 末治君
荒木正三郎君
木村福八郎君
成瀬 暢治君
平林 剛君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官

前田佳都男君

大蔵省主計
局法規課長

小熊 孝次君

事務局側

常任委員
会専門員

木村常次郎君

本日の會議に付した案件

○臨時受託調達特別会計法を廃止する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟及び技術協力のため必要な物品
の外國政府等に対する譲与等に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)
○補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(杉山昌作君) ただいまから
委員會を開きます。

臨時受託調達特別会計法を廃止する
法律案を議題として、補足説明を聴取
いたします。

○政府委員(小熊孝次君) 臨時受託調
達特別会計法を廃止する法律案につ
きましての補足説明を申し上げます。

臨時受託調達特別会計は昭和三十
二年度に設けられました特別会計でござ
いまして、その経理内容は、完成後に
米國からわが國に無償で譲渡される予
定の二千三百トン級の駆逐艦二隻の建
造を、米國政府からの委託によりまし
て実施するための経理を行なうことに
なっておったものでございます。この
二隻の駆逐艦は、いずれもすでに本年
二月に完成いたしました。米國側に引
き渡すと同時に、日本政府が譲渡を受
けておりまして、これに関する米國政
府からの支払金の受け入れ、及び國
内の請負業者に対する代金の支払いに
つきましては、いずれも本年三月中旬に
終了できる見込みでございます。そこ
で、昭和三十四年度限りで本特別会計
を廃止しようとするのが本法律案でござ
います。

また、本法律案の附則におきまして
は、本特別会計の廃止に伴い必要とな

る所要の経過規定を設けてございま
す。

その第一といたしましては、この特
別会計の決算に關しましては、なお従
前の例によることといたしてございま
す。第二に、万一米國政府からの受け
入れ金の受け入れがおくれた場合、そ
の他何らかの事情によりまして國內の
請負業者に対する代金の支払いが本年
度中に終了しなかつたような場合にお
きましては、昭和三十四年度の本特別
会計の歳出予算を三十五年度に繰り越
し、一般会計においてその経理を行な
うことができることといたしてございま
す。そこで、このような場合の本特別
会計に属するところの債権債務等の権
利義務につきましても、本特別会計廃
止の際一般会計に帰属させることとい
たしてございます。第三に、先ほど申し
ました駆逐艦の建造に關しますところ
の所要の権限に關する防衛庁の設置
法の規定につきまして、駆逐艦の建造
の終了に伴ひまして所要の整理を行な
うことといたしてございます。

以上簡單でございしますが、補足説明
を終わります。

○委員長(杉山昌作君) 本案に対する
質疑はあとにいたします。

○委員長(杉山昌作君) 次に、經濟及
び技術協力のため必要な物品の外國政
府等に対する譲与等に関する法律案を
議題として、補足説明を聴取いたしま
す。

なお、衆議院で行なわれた修正点に
ついて、便宜、その際に政府側から御
説明を願います。

○政府委員(小熊孝次君) 經濟及び技
術協力のため必要な物品の外國政府等
に対する譲与等に関する法律案につ
きまして、補足説明を申し上げます。

政府におきましては、從來から、東
南アジア等の開發途上にありますこと
の諸外國の政府に對しまして、物品
を無償で貸し付けることによりまして
經濟及び技術協力に努めて参つたので
ありますが、今回これらの諸外國に海
外技術センターを設立いたしました。従
來の協力の実効を一層上げようと
するのであります。このために協力
上必要な物品を譲与するいは低價譲渡
する必要があると思われま

御承知のように、國の財産の処分
につきましては、財政法の第九條第一項
におきまして、「國の財産は、法律に基
き場合を除く外これを交換しその他支
払手段として使用し又は適正な對価な
くしてこれを譲渡し若しくは貸し付け
てはならない」と規定して、財産
は適正な對価によらなければ譲渡でき
ないことになっておりますので、一定
の条件のもとに譲与等ができる道を開
くことといたしたいと思ひまして、この
法律案を提案した次第でございます。

なお、委員長から御指示のございま
した衆議院大蔵委員會におきましてこ
の政府案に対する修正につきましまし
て、補足説明をさせていただきますが、
當初、政府原案におきましては、
この政府の技術協力のための必要な物

品の譲与、あるいは時価よりも低い對
価で譲渡できるところの相手方とい
たしましては、「外國政府若しくはその
機關又は國際連合若しくはその專門機
關」ということになっておたわけ
でございます。これにつきまして、政
府の説明におきまして、これはまだ
開發途上にあるところの外國政府に
限つて運用するものであるという説明
をしておたわけでございますが、こ
の法律だけの文面から見ますと、必ず
しもその点がはつきりしておらない、
こ

ういふ点が指摘されて、結果と
して、この法律案の中の、政府原案の
「外國政府」という点を「開發途上にあ
る外國の政府」と、こ

ういふふうに委員
長修正で修正することが適當である
ということになりまして、満場一致で
修正議決された次第でございます。

以上補足説明を終わります。

○委員長(杉山昌作君) 本案に対する
質疑も後刻に譲ります。

○委員長(杉山昌作君) 次に、補助金
等の臨時特例等に関する法律の一部を
改正する法律案を議題として、補足説
明を聴取することにいたします。

○政府委員(小熊孝次君) 補助金等の
臨時特例等に関する法律の一部を改正
する法律案につきまして、補足説明を
申し上げます。

を昭和三十六年三月三十一日としようとするものでございます。

補助金等の臨時特例等に関する法律は、特定の国庫補助金等に関する法律は、諸法律の規定に基づきましてその特例を設けているものでありまして、その対象となる関係法律は、現在、文部省関係は二つ、厚生省関係二つ、農林省関係は四つ、運輸省関係は二つ、建設省関係は一つ、合計十一法律でございまして、これを特例措置を講じた趣旨にのっとりまして分類いたしますと、第一は、地方公共団体の職員の設定費等の補助を対象とするものでございまして、これらにつきましてはできるだけ地方財源計算に織り込むこととしたものであります。たとえば公立高等学校の定時制課程の職員費の補助、母子相談員に要する費用の補助等がこれに属するものでございまして、第二は、奨励的意味の補助金でございまして、漸次その対象となる制度の普及に伴いまして補助率の引き下げを要当と思われ、あるいはその事業または事業の内容が漸次地方的なものに移っており、地方の受益者負担の色彩が濃くなってきたために、補助率を従来よりも低下してよいと思われ、結果、補助率を軽減することを適当と認めるものでございまして、たとえば漁業の調整関係の補助金等がこれに属するものであります。

第三は、民間団体に対する補助等につきまして補助率を合理化したものでございまして、たとえば地方鉄道軌道整備法に基づく新線建設あるいは老朽線の補助等がこれに属するものでございまして、本法の対象となりますところの補助金等につきましては、逐次恒久法的な立法措置に切りかえまして、整理

合理化をはかることといたしてありますが、この方針に従いまして、昭和三十五年度におきましても、漁船損害補償法の一部を改正する法律案、及び外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案におきまして、それぞれ補助金等の臨時特例等に関する法律の規定の趣旨にのっとりた改正を行ないまして、特例法による措置の恒久化をはかることといたしてあります。

以上簡単でございしますが、補足説明を終わります。

○委員長(杉山昌作君) ただいま補足説明のありました三法律案を一括して議題として、質疑に入りたくと存じます。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○木村福八郎君 今の臨時受託調達特別会計法、この廃止に関する法律案、これは順次艦をアメリカが日本に作らして、それを日本がもうというところとでございまして、ところが、今度、これと直接関係があるのじゃないのですけれども、ロッキードの生産につきまして、アメリカから七千五百万ドルを現金でくれるというのを言っているわけですね。衆議院で赤城防衛庁長官が七千五百万ドルを現金でよこすというのを言っておりますが、これはどういう会計に属するのですかね。順次艦の例でいけば特別会計でございましたが、アメリカから七千五百万ドル現金でもらう場合、ロッキードの共同生産で、アメリカ負担ですね、これはどう処理されるものか。その点、伺いたいのです。何か特別会計を作つて処理するのか、これはどういふことになる

か、よくわからないのですが、その点、伺っておきたいのです。

○政府委員(小黒孝次君) ロッキードの生産につきましては、ただいま先生のお話でございまして、七千五百万ドル相当額をアメリカが負担することになるわけでございますが、その場合におきまして、この順次艦の場合と違ひますのは、順次艦の場合は、日本がアメリカ政府から委託を受けまして、そのうちで全部その資材等を調達しまして、業者に請け負わせるわけでございますが、調達して完成する、完成したものを一応向こうに引き渡しまして、それをこちらで、無償譲渡を受ける、こういうことでございまして、これはロッキードの場合におきましては、これはロッキードの飛行機の部品その他はすべてアメリカの国内で生産される。それで、もちろん、その七千五百万ドルは金でよこすわけではありませんが、そのうちの発動機関係は、これは現品で日本が受領いたしました。それを官給品として航空機会社へ渡しまして、こちらの方で発注した飛行機につけてもらうわけでございますが、それから、その他の部分でございしますが、これは三菱なり、日本政府の発注いたしました相手方と、それからロッキードの間で契約を結びまして、そして、その品物を受け取りました際に、アメリカ政府がロッキード会社へ金を払う、こういう仕組みで今度の援助関係を処理すると、こういうふうな方向で進んでおります。従いまして、日本政府が受領する、米ドルなり現金を日本政府が受領する、というこ

向こうの援助額を除いた部分につきましては、飛行機の発注に要しますところの国庫債務負担行為なり、あるいはそれに伴うところの支出額を、一般会計に計上するということであるわけでありまして、従いまして、特別会計を設置して経理するとか、そういう問題は、特別会計だけではございせん、七千五百万ドル相当額につきましては、日本がアメリカ政府から委託を受けまして、そのうちで全部その資材等を調達しまして、業者に請け負わせるわけでございますが、調達して完成する、完成したものを一応向こうに引き渡しまして、それをこちらで、無償譲渡を受ける、こういうことでございまして、これはロッキードの場合におきましては、これはロッキードの飛行機の部品その他はすべてアメリカの国内で生産される。それで、もちろん、その七千五百万ドルは金でよこすわけではありませんが、そのうちの発動機関係は、これは現品で日本が受領いたしました。それを官給品として航空機会社へ渡しまして、こちらの方で発注した飛行機につけてもらうわけでございますが、それから、その他の部分でございしますが、これは三菱なり、日本政府の発注いたしました相手方と、それからロッキードの間で契約を結びまして、そして、その品物を受け取りました際に、アメリカ政府がロッキード会社へ金を払う、こういう仕組みで今度の援助関係を処理すると、こういうふうな方向で進んでおります。従いまして、日本政府が受領する、米ドルなり現金を日本政府が受領する、というこ

あるわけでございます。従いまして、日本政府が直接経理を担当するものとしたしまして、先ほど申しました官給品に相当しますところのアメリカ政府から物を受け取つた部分、これが物品管理というふうな面では日本政府がタッチするわけでございます。それで、その他の部分は、これはアメリカ政府が現金ベースで払う、そして三菱が現品を受領いたしました、日本が受領いたしました飛行機にその部品を加えて、そして完成品として日本政府に引き渡す。日本政府は、向こうが援助いたします。七千五百万ドル相当額は援助いたすわけでございますが、それから、その残りの部分についてだけ政府として一般会計に、債務負担行為なりあるいは国庫の歳出に組みまして、そして処理していくというの措置、こういうことになるわけでございます。

○木村福八郎君 それはどうも理解に苦しむのですが、今、七千五百万ドルというのは、いわゆる共同生産方式によるアメリカ負担分ですね。それを現品として、発動機につきましては一応日本政府に引き渡すのでしょ。日本政府がこれを新三菱重工ですか、これを渡すわけですね。一たん政府の手に入るのですからね。これは会計上、全然政府というものは関与しない、ただずつと新三菱重工に現品はみな行つてしまふ、こういうことになるのですか。

○木村福八郎君 しかし、それは日本政府の歳入にならぬのですか。それは日本政府の何か会計に、経理にこれが載らなくていいのですか。その点、非常に疑問があるのですが……。残りの七千五百万ドルは、これはわかりませんが、共同生産方式で今度の防衛予算に計上されておることはわかります。あとの七千五百万ドルというのは、アメリカから供与されるのですけれども、その供与される分が日本の国の経理に全然載らないというの、どうもわれわれからぬのです。

○政府委員(小黒孝次君) 最後の点が、ちよつとはつきりした御説明ができません。七千五百万ドルの中に二つの分類があるわけでございます。まずアメリカ政府が自分で購入いたしました現品として日本が購入いたしましたものと、それから、先ほど申しましたように、三菱なら三菱が、すなわち国のロッキードの製造の相手方であるところの三菱が、ロッキード会社と契約いたしました物を受領いたしました、それをアメリカ政府が直接ロッキード会社へ払う、こういう二つの分類が七千五百万ドルの中に

あるわけでございます。従いまして、日本政府が直接経理を担当するものとしたしまして、先ほど申しました官給品に相当しますところのアメリカ政府から物を受け取つた部分、これが物品管理というふうな面では日本政府がタッチするわけでございます。それで、その他の部分は、これはアメリカ政府が現金ベースで払う、そして三菱が現品を受領いたしました、日本が受領いたしました飛行機にその部品を加えて、そして完成品として日本政府に引き渡す。日本政府は、向こうが援助いたします。七千五百万ドル相当額は援助いたすわけでございますが、それから、その残りの部分についてだけ政府として一般会計に、債務負担行為なりあるいは国庫の歳出に組みまして、そして処理していくというの措置、こういうことになるわけでございます。

ざいますが、そういう際におきましては、今度の方式とは一部は似ておるわけでございますが、ちょうど発動機並みに、全部アメリカ政府が現品といたしまして日本政府へ提供したわけでございます。日本政府は業者は官給品として交付した、こういうことでございます。そういう場合におきましても、国の予算、あるいは金銭的な意味での会計でございますが、会計処理というものは、これは当該資料につきましては全然問題にならぬわけでございます。物品管理という面で、物品管理上は問題になるとは思いますが、あるいはそれが構成された一部をなしました飛行機、完成品の飛行機というものについては、もちろん経理として対象になるわけでございますが、向こうから現品として受け取ったものにつきましては、物品管理の面におきましてこれは経理の対象になります。で、それが直ちに蔵入蔵出というような関係では整理されない。これは先生御承知のように、財政法の現在の建前がやはり現金主義という建前で参っておりますので、そういう形で処理せざるを得ない、こういうことになっておるわけでございます。

○木村福八郎君 これは現金じゃなくて、現品なんです。それじゃ、防衛庁長官が衆議院では、七千五百万ドル来るといふように答弁しているようですね。それは現金といふから、そうしますとキャッシュなんです。そうしたら、どうも日本の会計に載らないのはおかしい、こう思ったんです。が、現品なんです。

○政府委員(小黒孝次君) はい。
○木村福八郎君 そうすると、この割合はどうなんですか。現品とアメリカ政府がロッキードの会社に支払う分の割合は、どうなっていますか。七千五百万ドルという……
○政府委員(小黒孝次君) その詳細はちょっと私存じておりませんが、先ほど申し上げましたように、従来でございますと、全部現品で日本政府が受けたわけでございますが、今回は、発動機につきましては現品で受ける。それから、その他の部分につきましては、三菱がロッキードと契約をして自分が受領したものにつきまして、アメリカ政府がロッキードへ払ってくれる、こういうふうには何ておりました。

○木村福八郎君 わかりました。
○須藤五郎君 一号艦と二号艦と二は作ったわけですが、この一号艦の船価というのはいくらですか。
○政府委員(小黒孝次君) 約三十三億でございます。二隻ですから、合計六十七億でございます。

○須藤五郎君 大体、船といふものは、同じ型の船を作る場合、一号艦、二号艦、三号艦と作れば、一号艦は値段が高い。二号艦、三号艦になると安くなるのが常識なんです。この場合は、同じ値段で同じ型の船を作らしたということになるんですか。そういうことはないと思ふんですが。
○政府委員(小黒孝次君) 一号艦は、これは三菱造船、それから二号艦は三菱重工に発注いたしております。
○須藤五郎君 それで、同じ値段ですか。

○政府委員(小黒孝次君) ほぼ同じと考えておりますが、いろいろな点において、こまかい点においては若干違いがあると思ひますが、原型といたしましては大体同じ型でございますので、ほぼ同じ価格であると思ひます。
○須藤五郎君 僕はその点ちょっと理解ができないんですが、最初の船は、設計とかいろいろなことに對して費用が要るわけですね。しかし、二番艦からはそれが不要なので、経費はずっと落ちるといふのが造船の常識だと思つておるのです。それにもかかわらず、これが同じ値段だといふことは、少しおかしいと思ひます。ですから、私は詳細に聞きたいのです。どういふふうな値段がなつておるのか、その内容で、すね、もしも違いがあるならば、それはどこで違つておるのか。同じなら、なぜ同じか。
○委員(杉山昌作君) 速記を止め
〔速記中止〕
○委員(杉山昌作君) 速記をつけ

○平林剛君 補助金の問題についてちよつとお尋ねいたします。今度の三十五年度の予算の編成において、補助金を若干整理、合理化したと思ひますが、これはどのくらいですか。
○政府委員(小黒孝次君) 補助金につきましては、毎年鋭意努力いたしておるわけでございますが、三十五年度といたしましては、約二十七億整理をいたしております。

○平林剛君 これは先般、政府として学識経験者などに委嘱いたしました。そして十何項目かにわたつて意見を徴した結果、補助金の整理が行なわれたといふふうに新聞その他で承知いたしておるわけでありませうけれども、あ

れは政府の方から案を出したのですか、それとも全般的補助金をこれら学識経験者にお見せして、つまり資料を提供して、それでその中から、これは不要だ、あるいは合理化すべきだといふことで結論が出たのか、どちらなんですか。
○政府委員(小黒孝次君) ただいま学識経験者にお願ひいたしました。いろいろ補助金の問題について議論していただいておりますが、この委員会と申しますか、運営は、具体的な原案を政府から出して、そしてこれについて、これはどうだといふことで結論を出すというよりは、補助金は、先生が御承知のように、いろいろバラエティが、非常に数が多いでございます。それから、これは単なる机上だけで一々機械的に整理していく、あるいは合理化していくという問題でもございせんので、そういう方々のいろいろな角度からの御意見、あるいは場合によつては実地に行つていただかざるを得ない、そういう広い学識経験者としての立場からいろいろ批判していただく、こういうようなタイム・リミットを切つて、この案はどうであるとか何とかというよりなことではなしに、もっとほんとうに掘り下げた意味で、体験的に外部の方にその補助金の運営状況というのを見ていただいて、そしてそれについての意見を伺う。これは漸次いろいろな具体的な意見になつて出て参るわけでございますが、それをつまづ詰まつたような形で、すぐ結論を出すというよりなことではなしに運営しておる、これが現在やつておるやり方でございます。

○平林剛君 その学識経験者を含めた委員会の運営は、今の点ではまだつきりしないのですけれども、それらの人が現地に出張して、実際のことを調査して、そして得た結論が、十何項目かの整理をとりあへずする、こういうことになつたとおっしゃるのですか。
○政府委員(小黒孝次君) 私、直接そちらを担当してはおりませんが、それはもちろん学識経験者のそういう御意見も十分参考にいたしまして、そして今度の予算編成の際に一応、これはまた政府は政府の立場といたしまして、補助金の合理化なり整理というものをやつておるわけでございます。

○平林剛君 あなたは直接の担当者でないからわからないと言ひから、これ以上言つてもしょうがないけれども、大体、私は補助金の整理に対する政府の心がまえが気に入らないのです。今度の補助金の整理だつて、あの学識経験者のメンバーを見れば、大体忙しくて、各県に出張して実地を見て、そして根本問題に就いて整理をするほどのひまがある人に見えないのです。そうしてあの結論が出されて、あなたも相当、あなたの言葉でいへば鋭意努力しているのか、ごとき感じを与えているのですけれども、実際どうじゃないんじやないかと思ひます。あなたに直接担当者でないと言ひからあれですが、おわかりかどうか、補助金整理のために大蔵省がどのくらい予算を使われたか。今年の結論を出すまでに、補助金整理のために使つた経費といふのはどのくらいあるか、御存じですか。

○平林剛君 第五部 大蔵委員会会議録第九号

昭和三十五年三月二十二日 【参議院】

三

○政府委員(小瀬孝次君) 私はまだ、ちよつと、手元に資料がございませんで、ちよつとわかりかねます。あとで調査して御報告いたしたいと思ひます。

○平林剛君 調査して、資料を至急下さい。というのは、まだこれに対しては委員会の結論を出すまでに、かなりずさんなやり方をしているのではないかと見ています。たとえば、実際に出張するというのは名ばかりで、実際は各委員の会合もできないで終わつたものだから、持ち回りでこれはどうだ、あれはどうだというようにすることにして、今年の補助金の整理をしたような疑いがあるわけですね。だから、私は政府に鋭意努力なんという言葉はあまり使わせないで、あなたが直接の担当者でないから、これ以上言いませんけれども、それでは補助金の整理をしたに要する経費と、それから委員会の実際上の運営、それから委員の出張した記録ですね、そういうものを次の機会に一つお話しただきたいと思ひます。きょうはこの程度にしておきます。

○木村禎八郎君 経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案ですが、これはもう少し具体的に、「開発途上にある外国の政府」、こういうように修正案が出ているのですが、実際は開発途上にある政府等に対してこの経済及び技術協力のための物品を譲与したり、安く引き渡したりするのは、具体的にどういう物品ですか。そういう御計画があったら、お示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(小瀬孝次君) 従来から、コロンボ・プラン等によりまして、研修生の受け入れあるいは技術者の派遣というようなことをやっております。その際にも、いろいろ若干の物品等は携行する。これは消耗品みたいなものでございしますが、今回そういうものをもう少し効果的にやるということをごさいます。たとえば、海外、そういう開発途上にある国の領域なりに、向う側の外国政府は建物とか土地を提供いたしまして、こちらは機械器具類を持ち込みまして、そしてそこに据え付けまして、そして向うの中小企業なり、そういうものの技術訓練をやる。もちろん、こちらからある一定の年限につきましては技術者というものが参りまして、そして具体的な訓練をやつていく、こういうようないわゆる技術センターというものを考える。そして、それにつきましては予算措置ももちろん講じておるわけでございます。そして、それにつきまして、そういう構想のもとに相手国政府と具体的な協定を結びまして、そしてその協定に基づきまして、予算を使つて、そういう機械とか器具を持ち、あるいは据え付け、あるいは技術者を派遣していくとか、こういうような構想になっております。

具体的に予定されておるものとしたしましては、三十四年度にいたしましては、ただいま具体的に協定ができてまして仕事が進んでおりますのは、インドの中小企業訓練センター、それから、その他予算的に相当数あるわけでございますが、かりに三十五年度で申し上げますと、アフガニスタンに農業機械の国内工業技術センター、ブラ

ジルに中小企業技術センター、マラヤに土木技術センター、タイに畜産技術センター、インドに農業技術センターというように、そういうようなセンターを設けまして、そしてこれに機械器具類を据え付け、そして具体的に技術者を一定の年限派遣いたしまして訓練をいたす、こういうような構想で出発しておるわけでございます。

○委員(杉山昌作君) 速記をとめて下さい。

○委員(杉山昌作君) 速記をつけ

○成瀬權治君 利潤を大体一〇%ずつ認めていく。この船の方の利潤一割ですね。何か政府事業、こういうものは一割の利潤というものは公定で認める、ということはおかしいかもしれせんが、何かそういうような一割、利潤は一割分だと、どういう基準で定めるのか。

それから、政府の仕事をやれば必ず一割というものはあるんだ、利潤というものはあるんだ、こういうふうな決定をしておる。だから、船もそうです。今度は飛行機も、政府の方でやはり一割というものは最低保証してくるというように、そういう基準があるのですか。

○政府委員(小瀬孝次君) 一割以上をこえる利潤を得た場合におきまして、その超過分相当額を返納させるということをごさいます。一割は確保させるといふ意味ではございせん。従ひまして、場合によつては五割の利潤しかない場合は、それはそのまま放置されるわけでございます。一割をこえるような利潤をあげた場合には、こ

れたアメリカ政府としてはそれを返還させる、こういうことになります。それから、日本政府としてもその業者から返還してもらひ、こういうことでございまして、一割は最低確保させるという趣旨ではございせん。むしろ、一割をこえたら取り上げる。それを、現実の利潤がたえばなかつたり、あるいは少なかつたという場合は、別にそれを補給するとか何とかいう意味ではございせん。ですから、政府といたしましては、こういうものにつきまして特に利潤を確保させるとか何とかいうことは、別に考へておりません。ただ、アメリカ政府がこの受託調達契約におきましてそういうアメリカの方針を示しておりますので、こちらも一応受託という見地から、請負業者に対してましてそういう契約を結んでおるわけでございます。別に日本政府が方針として、こういう種類のものにつきまして一割の利潤を確保させるとか、そういうような意味では毛頭ございせん。

○成瀬權治君 そうすると、これは建造いたしますと、契約にあつて超過利潤一割というものは、アメリカが定め、一割はよろしい、一割以上は認めないぞ、こういうことを言つたために、ここに一割というものが出た。——そうしますと、他に日本政府が契約をする場合はたくさんあると思ひます。そういう場合に、原価計算の中に大体業者の利潤というものは一割が基準になつておるというところだと私は思つておつたのです。いや、そうじゃないのだというやふな言葉になつてきておる。そこで、それではこれはアメリカの問題だとするならば、日本

がたとえばロッキードを契約する、あるいはほか国防衛行がいろいろものを契約する。おおよそそういう場合の原価計算の中における業者の利潤というものは、どのくらい認められておるか。

○政府委員(小瀬孝次君) 一般に政府の発注するものについて利潤がどの程度認められるかという問題につきましては、私、そういう経験もございせんし、直接担当しておりませんので、よくわかりませんが、それは競争なから競争する場合におきましては、それは業者の負担におきまして一応競争するわけでございます。それから、個々のケースによりましていろいろ違ひだろ。現実の具体的な契約におきまして、その契約を履行したところに伴ひますところの業者の利益分が、いろいろな要素があるわけでございます。それから、現実客観的に利潤が幾らであるかというところは、いわば極端にいいますと、やつてみなければわからぬという場合もあるかも知れぬ。本件につきましては、これはアメリカ政府が、一〇%こえたらこれを召し上げる、こういう条件でやつてもらひたいというところでございますので、日本政府としても業者に対しては一〇%をこえる場合には取り上げるということを契約条項にうたつておるわけでございます。現実は一〇%こえるかどうかということ、これは調べてみなければわからぬわけでありまして、これは今後の問題になるわけでありまして。

○成瀬權治君 あなたがおっしゃる通りに、競争入札ならわかります。ところが、ロッキードなんかは指定なんです。ですから、その場合のことを、限定

した場合でも——あなたじやわからな
いとおっしゃればそれまでですけれど
も、それなら一ツ資料ということにな
るわけですが、ロッキードの今度原価
について、政府が現品をもらつてお
る。もう一つは、直接新三菱が現品を
受け取つて、そしてアメリカが決済し
ている。一体、一機の前価計算という
ようなものはどんなふうになつてくる
のか。普通言われておる値段の中に、
現物で入ってくるものは全然認めない
という一機の値段になつておるのか。
それとも、政府が受け取る場合には、
アメリカからもらった部品等も値段の
中に入つて、そして国の資産になつて
おるのか。そういうものは全然落とさ
れて、値段としていわゆる国の財産に
なつてくるのか。そういうようなこと
ろまで知りたいわけですから、原価計
算とともに、政府の資産となつた場合
に、それじやアメリカからの援助の
あつたのはどういふふうになつてい
るのか、その辺のところを一つ明細な資
料を提出していただきたい。

○政府委員(小澤孝次君) 調査いたし
まして、御報告いたしたいと思いま
す。

○木村義八郎君 もう一つ、これもあ
なたはおわかりにならぬかもしれませ
んが、ロッキードの場合、開発費とい
うのがあるんですよ。開発費、あとい
うものは経理上どういふふうになるの
でしょうか。開発費というものは原価
に含める、コストの中に含まれるもの
か、もしおわかりでしたら。

○政府委員(小澤孝次君) 私も専門家
でございませんで、よくわかりませ
んが、話に聞いているところでは、や
はり開発費というものは、まあやはり

ある程度のアロケーションによりまし
て原価を構成する、こういうふうにな
つておられます。

○木村義八郎君 ある程度のアロケー
ションを認めるといふと、非常に弾力
性のあるものではなかつたかといふ
ものでしょう。開発費というものは原
価で計算することはできないと思つ
たのですが、幾らかかるのか。ロッキ
ードの場合も、104Cですか、CをJに
変えるでしょう、そのときの開発費は幾
らかといふことが問題になるのです
が、そういうものはどうも原価計算上
どういふふうになるのか。やはりアロ
ケーションを認めて原価に入れるとい
うのですか、今のお話によると。

○政府委員(小澤孝次君) まあ開発費
でございまして、これにつきましても、
開発費そのものがふつふつしたものと
申しますか、一つの開発のために投
じたコストでございまして、これに
つきまして、その型式につきましても、
生産機数というものでございまして、こ
れは割り当てられる性格のものだと、
このように考えております。従いまし
て場合によりまして、生産機数が多け
れば、一機当たりのコストとしては、
コストに含まれる開発費というものは
少なくて済むけれども、生産機数が少
なければ、それだけコストの中におい
て占めるウェイトが大きいかといふの
が、大体原則じやないかと、このよう
に考えております。

○委員長(杉山昌作君) 速記をとめ
て。

午前十一時二十六分速記中止

午前十一時四十七分速記開始
○委員長(杉山昌作君) 速記をつけ
て。

自余の質問は後日に譲りまして、本
日はこれで散会いたします。

午前十一時四十八分散会

三月十八日本委員会に左の案件を付託
された。

一、臨時受託調査特別会計法を廃止
する法律案(予備審査のための付
託は二月一日)

一、経済及び技術協力のため必要な
物品の外国政府等に対する贈与等
に関する法律案(予備審査のため
の付託は二月二十九日)

一、補助金等の臨時特例等に関する
法律の一部を改正する法律案(予
備審査のための付託は二月二十四
日)

三月十八日本委員会に左の案件を付託
された。

一、各種学校を設置する公益法人に
対する贈与税等を非課税とするの
請願(第八四二号)(第八四二二号)

(第八四三三号)(第八四四四号)(第八
四五五号)(第八四六六号)(第八四七
七号)(第八四八八号)(第八四九九号)(第
八五〇〇号)(第八五一〇号)(第八五一
二号)(第八五三三三号)(第八五四四号)(第
八五五五号)(第八五六六号)(第八五九
九号)

一、酒税の一部を酒害対策費とする
の請願(第八六六号)(第八九三三三号)

第八四二二号 昭和三十五年三月七日
受理

各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願

請願者 福島県郡山市清水台一
一 安藤高等洋裁学院
内 安藤利雄

紹介議員 松平 勇雄君

最近大蔵省当局においては、数多くの
公益法人の中でもひとり各種学校を設
置する学校法人や財団法人等だけに對
して、法律改正ではなく政令を改正す
る方法で、贈与税と法人税を全国的
に、さかのぼつて課税し、あるいは課
税しようとしているが、いずれの課税
も法律に根拠がないか、あるいは法律
の趣旨に明らかに違反しているもので
ある。この課税措置によつて、全国八
千余校に及ぶ各種学校は、当然の結果
として公共性を奪われて教育の継続を
危地におとしめられることになるか
ら、これらの誤つた課税措置がすみや
かに撤回されるよう特段の配慮をせら
れたいとの請願。

第八四二二号 昭和三十五年三月七日
受理

各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願

請願者 三重県一志郡久居町東
口八八八すみれ学園
内 幾世静子

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第八四二二号と同じ
である。

第八四三三三号 昭和三十五年三月七日
受理

各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願

請願者 千葉県市川市八幡一、
二一八学校法人奥野木

学園理事長 奥野木マ
ツ子外一名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第八四二二号と同じ
である。

第八四四四号 昭和三十五年三月七日
受理

各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願

請願者 宮崎県延岡市核小路三
六五ノ五学校法人延岡
学園理事長 佐々木秀
雄

紹介議員 二見 甚郷君

この請願の趣旨は、第八四二二号と同じ
である。

第八四五五号 昭和三十五年三月七日
受理

各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願

請願者 福岡県小倉市砂津東町
学校法人第一学園理事
長 佐村知子

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第八四二二号と同じ
である。

第八四六六号 昭和三十五年三月七日
受理

各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願

請願者 千葉市本町三ノ三九財
団法人芳野学園理事長
芳野久蔵外一名

紹介議員 伊能繁次郎君

この請願の趣旨は、第八四二二号と同じ
である。

五

第八四七号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願
請願者 千葉市緑町七八学校法
人土岐学園理事長 土
岐きよ

紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八四八号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願
請願者 福岡市地行西町二二学
校法人中村学園理事
長 中村ハル外一名

紹介議員 西田 隆男君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八四九号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願
請願者 福岡県八幡市黒崎簡井
九二三学校法人八幡筑
紫女子学園理事長 能
美ヨシ子

紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八五〇号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願
請願者 福岡市大工町六九学校
法人山内学園理事長
山内良子

紹介議員 安部 清美君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八五一号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願
請願者 福岡市箱崎松原下四、
〇九八学校法人福岡建
設専門学校理事長 松
尾安治

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八五二号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願
請願者 宮崎県延岡市須崎町延
岡洋裁専門学校内 三
浦操

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八五三号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願
請願者 福岡市大工町六九学校
法人山内学園理事長
山内良子

紹介議員 安部 清美君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八五四号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願(三通)
請願者 札幌市南四条西一六丁
目学校法人浅井学園北
海道ドレスメーカー女
学院理事長 浅井猛外
三名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八五五号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願(二通)
請願者 石川県金沢市味噌蔵町
下中丁三学校法人金沢
経理学校理事長 越野
次郎外一名

紹介議員 島島徳次郎君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八五六号 昭和三十五年三月七日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願(二通)
請願者 東京都品川区上大崎四
ノ二二九学校法人杉野
学園理事長 杉野繁一
外一名

紹介議員 若米地英俊君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第八五七号 昭和三十五年三月七日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都世田谷区北沢二
ノ一五四北沢家庭会
内 尾上幾久子

紹介議員 紅露 みつ君
酒税をもつて国政のおもなる財源にあ
てて、政策の反面には酒乱、アル中
等が増加し、家庭は破壊され、犯罪は
激増し、不良少年は日に増加してお
り、このままの悪循環を繰り返してい
るうちに、国民の体位と道義は低下し
ゆゆしい事態をひきおこすことになる
から、二千億円に及ぶ酒税の一部をも
つて酒害対策費にあて、アルコール禍
になやむ者の更生を図り、その家庭の
救いと社会の福祉を考慮せられたい。
なお、北欧をはじめ欧米諸国及び印度
等においては、高率の酒税の一部をも
つて、酒癖きよう正施設の経営及び禁
酒運動を援助しているから、わが国に
おいても、民間の禁酒運動団体に酒税
の一部をもつて援助せられたいとの請
願。

第九三三九号 昭和三十五年三月十日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都杉並区上荻窪一
ノ二二二日本婦人矯風
会井ノ頭支部内 瀬尾
貞子

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じ
である。

第八六六号 昭和三十五年三月八日
受理
各種学校を設置する公益法人に対する
贈与税等を非課税とするの請願
請願者 佐賀市上多布施町西大
島二〇三学校法人永原
学園理事長 永原マツ
ヨ

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じ
である。

第九三三九号 昭和三十五年三月十日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都杉並区上荻窪一
ノ二二二日本婦人矯風
会井ノ頭支部内 瀬尾
貞子

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じ
である。

第九三三九号 昭和三十五年三月十日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都杉並区上荻窪一
ノ二二二日本婦人矯風
会井ノ頭支部内 瀬尾
貞子

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じ
である。

第九三三九号 昭和三十五年三月十日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都杉並区上荻窪一
ノ二二二日本婦人矯風
会井ノ頭支部内 瀬尾
貞子

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じ
である。

第九三三九号 昭和三十五年三月十日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都杉並区上荻窪一
ノ二二二日本婦人矯風
会井ノ頭支部内 瀬尾
貞子

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じ
である。

第九三三九号 昭和三十五年三月十日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都杉並区上荻窪一
ノ二二二日本婦人矯風
会井ノ頭支部内 瀬尾
貞子

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じ
である。

第九三三九号 昭和三十五年三月十日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都杉並区上荻窪一
ノ二二二日本婦人矯風
会井ノ頭支部内 瀬尾
貞子

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じ
である。

第九三三九号 昭和三十五年三月十日
受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請
願
請願者 東京都杉並区上荻窪一
ノ二二二日本婦人矯風
会井ノ頭支部内 瀬尾
貞子

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じ
である。